

## 普通免許状の申請書類一覧【別表第3】

○：必須  
△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第3 ○教育職員検定により、所有する免許状の上級免許状の授与を受ける場合

### ●授与を受けようとする免許状

- ・幼稚園教諭(専修、1種、2種)
- ・小学校教諭(専修、1種、2種)
- ・中学校教諭(専修、1種、2種)
- ・高等学校教諭(専修、1種)

	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与・検定申請書及び誓約書(第1号様式)	○	—	
イ	履歴書(第2号様式)	○	○	
ウ	人物に関する証明書(第3号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書又は 単位修得表(第7号様式)及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	身体に関する証明書(第9号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
カ	実務成績証明書(第4号様式)	○	○	直近の勤務から申請に必要な 年数分の証明を取ること。
キ	教科認定書(第8号様式) ※中学校又は高等学校教諭免許状の上級免許状を取得する。	△	△	直近の勤務から申請に必要な 年数分(第4号様式と同期間 分)の証明を取ること。
ク	基礎となる幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の免許状の写し	○	○	※写しを提出する場合は、要原本証明
ケ	既所有の教育職員免許状(教員免許更新制により更新等手続を行っている場合は、更新等証明書を含む。)の写し	△	△	他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
コ	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
サ	返信用封筒(角型2号サイズ、530円分の切手貼付)	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：5,000円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による(第1号様式に貼付) 注2：電子申請システム上でクレジットカード納付

別表第3は、所有する免許状(1種、2種、特別、臨時)を基礎に、教員経験+単位修得で上級免許状を取得する方法です。

【例1】 小学校教諭2種免許状所有→(2種免許での教員経験〔最低5年〕+単位修得〔最低45単位〕)→小学校教諭1種免許状取得

【例2】 高等学校教諭臨時免許状所有→(臨時免許での教員経験〔最低5年〕+単位修得〔最低45単位〕)→高等学校教諭1種免許状取得

※必要な教員経験年数及び単位数は、個々人の状況(4大卒者、これまでの経験年数)により変わります。一般的に、「1年の教員経験につき5単位」ずつ必要な単位は減っていきますので、【例1】の場合(短大卒者)なら、「経験年数7年で35単位」、「経験年数12年で10単位」(これが限度)となります。 詳細は、採用試験・免許班までお問い合わせください。